

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第93号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市円山駐車場の項中 「

100 ^円

 を
」
「

100円。ただし、平日（土曜日を除く。） にあつては、30分までごとに100円を加えた額が500円を超えるときは、500円
--

 に、「260」を「300円。ただし、平日（土曜日を除く。）」

にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「150円」を「170円」に、「1,250円」を「1,360円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とし、その後も同様とする。

- (1) 自動二輪車及び原動機付自転車 超える時間30分までごとに100円を500円に加えた額（当該額が1,000円を超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、1,000円）
- (2) その他 超える時間30分までごとに300円を1,500円に加えた額（当該額が3,000円を超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、3,

000円)

- 4 平日（土曜日を除く。）から土曜日又は平日でない日（以下「土曜日等」という。）まで引き続き京都市円山駐車場に駐車させる場合にあっては、駐車時間が1時間を単位として土曜日等の午前0時以後最初に12の倍数を経過するまでの間は、平日（土曜日を除く。）の駐車料金に係る規定を適用する。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中

「

午後5時から翌日の午前10時まで	9,420	を
------------------	-------	---

」

「

午後5時から翌日の午前10時まで	9,420	に改める。
午前5時から翌日の午前1時まで	23,560	
午前0時から午後12時まで	37,710	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の駐車料金については、改正後の規則別表第3の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室及び都市整備部市街地整備課)